

吉野川市人権問題講師団(怪傑！講師団)登録・派遣要項

(目的)

第1条 この制度は、地域に根ざした人権教育・啓発を推進するため、人権問題講師団講師(以下「怪傑！講師団講師」という。)を登録し、市内の学校・地区人推協・各団体等が主催する研修会等に対して講師の派遣を行い、人権意識の高揚と人権問題の解決を図り、人権尊重社会の実現に資する。

(登録基準等)

第2条 登録の基準等については、次のとおりとする。

- (1) 怪傑！講師団講師は、人権についての識見・経験及び指導力を有する者とする。
- (2) 市人権課及び市人権教育推進協議会は、前号に掲げる適任者で、本人に登録の意思が確認できたときには、吉野川市怪傑!講師団講師登録申請書の提出を求めるものとする。人権課は、申請者からの提出をもって登録とする。

(登録期間)

第3条 怪傑！講師団講師の登録期間は、特に期限を設けないものとする。ただし、次に掲げる場合はその登録を抹消する。

- (1) 登録者本人から登録辞退の申し出がなされたとき。
- (2) 人権課が講師として不適切であると判断したとき。

(費用の負担)

第4条 費用の負担等は、次のとおりとする。

- (1) 研修会等に必要な資料等の作成費用は、派遣を依頼した者が負担する。
- (2) 謝金については、市内在住講師は5,000円、市外在住講師は10,000円を目安とし、人権課が負担する。

(派遣の範囲)

第5条 派遣ができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市教育委員会の指定する人権教育啓発関係事業及び研修会等
- (2) 市人権課の指定する人権教育啓発関係事業及び研修会等
- (3) 市人権教育推進協議会の指定する人権教育啓発関係事業及び研修会等
- (4) 市内の学校・地区人権教育推進協議会・各団体等の研修会等
- (5) 吉野川管内人権啓発企業連絡会等が実施する研修会等
- (6) その他、人権課が必要と認める研修会等

(派遣の要件)

第6条 派遣の要件については、次のとおりとする。

- (1) 研修会、講演会等の内容が、人権に関するものであり、営利、宗教、政治を目的とするものでないものとする。
- (2) 当該研修会、講演会等の実施にかかる経費について、国、県、その他の団体等の補助事業等の対象になっていないこと。また、国・県の機関、公共団体(独立行

政法人を含む。)は対象外とする。

(派遣の依頼)

第7条 派遣を依頼しようとする者は、講師の選定機関を考慮して、研修会等を行おうとする日の14日前までに人権課に連絡しなければならない。ただし、研修会間近でも講師の調整が可能な場合は依頼を受け付ける。

(派遣の方法)

第8条 派遣の方法は、次のとおりとする。

- (1) 人権課は、連絡があったときは、怪傑！講師団講師名簿等から講師を選定し、当該講師に出講の要請を行う。
- (2) 人権課は、講師を選定したときは、速やかに派遣を依頼した者にその旨を連絡する。

(提出物等)

第9条 派遣を依頼した者は、研修会等の終了後、実施したアンケート等を人権課に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要項に定めのない事項については、別に協議するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。